

泉南市都市計画審議会公募委員選考実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、泉南市都市計画審議会条例（平成 12 年条例第 13 号）第 2 条第 2 項第 4 号の規定に基づく委員に関し、泉南市自治基本条例（平成 24 年条例第 25 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく公募の方法により選任する委員（以下「公募委員」という。）を選考するための手続きを定める。

(委員の役割)

第 2 条 委員の役割は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法によりその権限に属する事項の審議を行う。
- (2) 市長の諮問に応じて都市計画に関する事項の調査審議を行う。

(応募の資格)

第 3 条 公募委員の応募資格は、次の各号のいずれにも該当することを要する。

- (1) 任期の初日において、市内に在住していること。
- (2) 任期の初日において、年齢が 18 歳以上であること。
- (3) 任期の初日において、市の他の委員会又は審議会等の委員でないこと（ただし、2 機関以内は可とする）。
- (4) 任期の初日において、国会、府議会もしくは市議会の議員又は国もしくは地方公共団体の職員でないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 泉南市自治基本条例第 9 条に規定する責務を遵守していること。

(募集人数・任期)

第 4 条 公募による委員数は 1 名とし、任期は委嘱日から 2 年間とする。

(募集の方法)

第 5 条 委員の募集にあたっては、「広報せんなん」及び市ホームページに必要事項等を掲載し、市民に対して周知を図るものとする。

2 募集の期間は、周知日から 1 ヶ月程度とする。

3 応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、所定の申込書（様式第 1 号）（以下「申込書」という。）及び「応募動機とまちづくりに関心のあること」について 800 字程度にまとめたレポート（様式自由）を提出期限までに泉南市都市整備部都市政策課に提出するものとする。

4 前項の申込書及びレポートは、応募者に返還しないものとする。

(選考会の設置)

第 6 条 市長は公募委員の選考を行う組織として、泉南市都市計画審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第 7 条 選考委員会の委員は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 副市長
- (2) 都市整備部長
- (3) 都市整備部次長

(選考委員会の委員長)

第 8 条 選考委員会の委員長は、前条第 1 号に掲げるものをもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を招集し、会務を総理する。

(選考方法等)

第 9 条 公募委員の選考は、提出されたレポートについて、あらかじめ泉南市都市計画審議会公募委員審査表(様式第 2 号)により審査し、選考委員会に臨むものとする。

2 選考委員は、レポートについて、次に掲げる着眼点に沿って 6 段階の評定基準のいずれに該当するかを評定する。

① 着眼点

ア 応募動機に説得力があり、委員就任への意欲・積極性が感じられる。

イ まちづくりに自分なりの考えを持っており、業務への適正がある。

ウ 文章は論理的でわかりやすく、自分の考えや意見を表現できている。

② 評定基準

ア 全くそのとおり 5 点

イ そのとおり 4 点

ウ 標準 3 点

エ そうではない 2 点

オ 全くそうではない 1 点

カ わからない 0 点

3 選考委員会は、レポートの事前審査の集計結果をもとに、申込書の内容等を含めて総合的に判断し、公募委員を選考する。なお、選考の際には、委員の構成を均衡のとれたものとするため、幅広い年齢層からの選任及び女性委員の選任等について配慮するものとする。

4 市長は、公募委員の募集に対し、応募者がいないとき、又は選考の結果、公募委員として適当と認める者がいない(レポートの合計得点が 27 点未満のとき)ときは、指名その他の方法により委員を選任することができる。

(委員の決定等)

第 10 条 委員長は、公募委員の選任をしたときは、市長に報告し、市長が適当と認めるとき、又は前条第 4 項の規定により公募以外の方法により委員を選任したときは、速やかに公募委員の応募者全員に選考結果を書面で通知するものとする。

2 公募委員が辞退したときは、次点の者を繰り上げる。

3 公募委員の資格を喪失する者が生じた場合は、市長の承認を受けて公募委員を継続することができる。

4 選考結果の開示は、応募者本人からの直接の請求により得点及び順位のみを開示とする。

(庶務)

第 11 条 公募及び選考に関する庶務は、都市整備部都市政策課において処理する。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年 6 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。